

PHR 協会連携委員会 第1回会議議事録 2021年5月28日

参加者（敬称略）：大神、織田、細羽、筒井（記録）

大神： PHR 協会連携委員会が何から始めるのかを提案する。

現在、世の中に既にある PHR サービスと称しているサービスについて調査し、そのレビューを PHR 協会から情報発信したい。

資料として、現在様々な会社が健保組合に売り込んでいる PHR サービスがある。具体的な例として、K 社の PHR は健康データをいつでも見られる。健診結果をスマホで見れる。歩数や体温を記録して健康増進に役立てる事ができるなど。

また、P 社は、ソリューションを売っており健康診断支援サービスとして、健診機関で異なる判定基準を揃えるなどの健診結果管理、労基署への報告など、健診機関向けの BtoB サービスを行っている。一方で、栄養管理サポート (MeUP) など、総合的なサービスも行っている。

T 社は健康経営のビジネスサポートで、例えば特定保健指導の結果を返すサービスなど、健診結果のイメージを見せて PHR として従業員に返している。

これらの業者サービスを一覧表にして連携委員会で論議し、PHR 協会として何をもって PHR と言うか、批判をする事ではなくレビューをして現行の PHR サービスのアドバンテージと不足分を示唆していきたい。もちろん PHR 全体に言及するのは大変なので、技術委員会がやっているように、例えば両立支援のようなキーワードを決めて、今のサービスを客観的にレビューする。

織田： これは必要な部分であり、連携委員会の1つのテーマでもある。

例えば、自分が作ったスマホアプリを他のところと比べたい。具体的には画像などをスマホでどこ見せる事ができるか？

おそらく診断の評価には無理だとしても、診療の評価を行う事は大切だと思う。

また、PHR は実際に本人が健康づくりに役立てるものと、産業保健スタッフが使うもの、2種類が必要だと思うが、今は産業保健スタッフが使うものが不足している。例えば心電図が元のデータ（心電図の画像）と所見が対で見ることが出来るような PHR があれば教育にも使える。

大神： 大事な点だと思う。先日の産業衛生学会のランチョンセミナーで綾鳥コーポレーションが紹介していた PHR は、産業保健スタッフがファイルメーカーで管理する PHR をベースにして、データを判断する人が個人の PHR をどう使えるか、というソリューションで、ここに先行する形がある。

そして、PHR は受益者である個人がどのように自分の健康情報を使うのか、とい

うステージと、データを集めて何か判断する、という PHR のステージがあって、それぞれが独立していても、別々でも良いが、そのような形の PHR サービスがある。

織田： スマホの PHR は個人が自分で管理してアップデートする仕組みになっている。サービスセンターにデータがある、という形ではない。

大神： 医療情報学の最新号の論文を紹介する。

タイトルは「医療情報銀行を中心とする PHR のアーキテクチャとその試行」で阪大の医療情報学のグループで、三井住友銀行や日本総研、NEC が共著となっている。

図1(図は省略)は医療機関と医療情報銀行間システムの図で、個人は病院を通じて医療データを管理する第三者機関、つまり医療情報銀行があり、医療情報はすべてそこに集積して、医療機関は医療情報銀行とデータを使って判定などを行う構想。この仕組みは臨床がメインだが、注目すべき点は、銀行預金と同じように医療データを預かるという仕組み。今後、様々なバリエーション出てくる可能性がある。細部では規格の違いやセキュリティの問題があるが、先に大枠を決めて細部を決めていった方が良いという印象を受けた。

筒井： この方法の利点は、医療データが銀行という、一般的に信頼性が高いと思われている場所にあるという点。またトップダウンの実践は、できるところから進めていけば良いが、現時点でも出来るところだけでかなりの成果が期待できる。

細羽： 医療機関と PHR という形で試行が行われているが、健診機関も医療機関と似たようなものと考えて良いのか？

大神： 保険点数で儲かっているところはお金のやり取りがあるので、ビジネスとして成り立つが、健診は医療行為ではないので任意となる。ただ定期健診は安衛法で決められているので企業はお金を払って健診機関に委託する。ただし、医療行為であれば健康情報を医療情報銀行に預ける、というのは皆が納得できるが、産業保健の場合は産業保健スタッフが仕事をする上で必要だという考えをしっかりと持たないと、健康情報を医療情報銀行に預ける必要性を説明しにくい。

細羽： 健診の責任は企業にあるのか？

大神： 企業にある。だから労働者が例え同意をしたとしても、健康情報を企業が医療情報

銀行に預けるのは抵抗があるかもしれない。例えば過去の健康情報が治療に必要であれば、個人は自分の昔の健康情報が医療情報銀行に置いてあって取りに行くのに抵抗はないかもしれないが、これが健診情報だとそのような考えに結び付くという、文化的背景は薄いように思われる。

織田： 医療情報銀行は蓄積する場所、と言う事では銀行と同じだが、情報銀行の運用は異なっている。現在の銀行と同じ機能を持たせるわけではないので、この論文がどこまで銀行の機能としての在り方を考えているだろうか？

大神： 例えば、保険会社はもともと加入者の PHR を使ってリスクを評価し、ビジネスをしている。お金が絡む、という事で現在の金融機関が出てきたと考えると、保険会社は PHR を査定に使えると考えるだろうし、銀行は PHR のデータを使ってお金を動かせると考えるかもしれない。  
以前、筒井が PHR のデータをお金と同じように考えて、そのやり取りで金銭を発生させてビジネスができる、という可能性について指摘していたが、それと同じような考えだと思われる。

織田： PHR の銀行は二つの在り方が考えられる。  
PHR そのものを作成して利益を得る組織と、PHR を活用して利益を得る組織。  
この論文はどちらの方向を向いているのか？

細羽： 二次利用については言及している。これをしないと、個人の負担が大きすぎて成り立たない、という考え方。

織田： 個人が紙で持っているデータを電子化してくれるような組織、というのは含んでいないのか？

大神： 紐づけしてやれば、情報銀行に集めるためのサービスはできる。  
例えば、毎日血圧を測って、そのデータを情報銀行に預けるとお金になれば、インセンティブはある。  
医療側にもメリットがある。  
健保ではこの様な事をすでにやっていて、クローズでサービスしている。  
保険業者も保険料率の予測式を立てるのに利用している。  
また、名古屋大学は住民健診のデータから将来予測をする PHR サービスがあり、K 社も順天堂や北里のデータを使って将来予測を立てるサービスをすでにしている。

働く人の現場であれば、企業が持っている健診データがあるので、このような発想で誰かが集めればすぐにでも運用出来ると思う。

細羽： 例えばメタボにならない様に運動していると、生命保険の料率が下がる、とかあれば動機になる。

大神： すでに現実にある。K社は入力するとサービス券を貰えて保険料が下がる。今後みんな同じような事を考えて、色々なプランが出てくると思うが、それを連携委員会が総合的にレビューして、技術委員会が技術的な評価を出すだけでも PHR 協会の価値は大きい。

織田： PHR を作成するのに、スマホを使って同じ形式でアプリが作れる、という事と、厚労省の基準にのっとったシステムを、病院情報システムと異なった物を作る、という事に、PHR 協会としてどのような方向性をもって研究を進めたらよいか意見が聞きたい。

細羽： 医療情報を溜めておくという事は絶対に必要。これが PHR サービスの一部になるのか医療情報銀行なのか、データセンターとなるものがある。次にそれをどのように使うか。溜めておくところは、力のあるところでないと信用されない。次にこれを利活用するにはアプリが必要で、色々なベンダーが入ってくる可能性があり、その場合、データセンターとアプリのインターフェースの標準化が必要で、PHR 協会としてこの枠組みを提案していくことが必要。

織田： PHR をスマホアプリで行う場合、アプリを作っても頻繁にあるスマホのバージョンアップをどんどん追いかけて行かなくてはならない。  
アプリを無料で配布したとしても、そのまま、という訳にはいかない。コストもかかる。  
このような場合、どのような責任が発生し、どういう対応したらよいか？  
PHR は持続性が必要。次の時代のアプリにつないでいかないといけない。  
この辺の手立ては、どのように考えられているのか？

細羽： 持続性については情報銀行に保存しておく、という事で安心感がある。  
アプリの方はどんどんベンダーが入ってきて、いろんなアプリが出てくると思うが、その時はセキュリティや安全性の確保に、PHR 協会が提案していかなければならない。  
また、医療情報銀行へのアクセス方法も共通でかつ安全であることが必要。

織田： その辺を PHR 協会は提案していかないといけない。広範囲で調査するにしても大変な作業が必要となりそう。

大神： 出来るところからやっていく。  
ただ、色々な業者が健保組合に PHR の利活用について売り込みをかけているので、注意してみておかなければならない。  
健診データの捉え方として、企業では毎年全員に健診をして、有効活用されているとは言えないので、データを水のようにタダで手に入れて、勝手に渡して良いような感覚の人もいる。しっかり観察しておく必要がある。

細羽： PHR 協会が注意喚起する事も必要。  
ところで、企業は自分で健診データを持ちたくなくて、外に出したいと思っているのか？

大神： 大抵の企業は自分のところで持ちたくないと思っている。ただ、メタボ健診のデータは健保組合に入る。レセプト情報と薬の処方情報も既に入っている。健診データも健保に入ってくるようになってきた。つまり健保が産業保健の仕事もするようになってきている。産業医も健保のデータで仕事ができるようになってきた。PHR が産業保健からずれてきているが、この流れに応じていくのも良いかもしれない。PHR の存在価値はこの辺にある。

しかし、図 2 (図は省略)には働く人がどこにも入っていない。その情報は大切なので、もしこのデータバンクができるなら、これに乗っかって、働く人を入れていく方が早いかもしれない。どの様なデータベースがあるべきかを、あるものを利用しながら作っていくのも手ではないかと思う。この辺は当委員会の臨床の先生方の話も聞きたい。

一方で、総務省のコンソーシアムでここまでできるのであれば、他の銀行と提携して、この論文をベースにした働く人を入れたものを別に作った方が早いかもしれない。

大学研究室における研究ベースの視点では、これらの動きを見ながらデータベースを作って、これらとどこまで融合できるかが次のテーマだと思っている。

織田： その時は図 2 (図は省略)に職場の情報が無いのは問題。両立支援だけではなく臨床でも職域でどのような仕事をしてきたかの情報は絶対に必要。

大神： ただ、これをあえてこの中で繋ぐとしたら、それを全員に渡すというのは問題があ

る。この図の中にプレミア情報としてあっても良い。

織田： 例えば原発事故で被曝した人について、PHR を使って見守る。疾患の早期発見につながるような仕組みが必要。二階建てデータ（ここで被曝した人に特別に実施している健診結果および安衛法等のもとに実施されている健診結果）が日常的に使える PHR の中に入れてほしい。

大神： 一定の条件のある人だけが使える個人情報というのが必要。その中の暦年の情報は他と比較してみることができる。という流れは想定できる。

大神： 今後、PHR 関係の情報、PHR ビジネスの流れなどを題材にしながら PHR 連携についてどういう風に形作っていくのか問題点を探っていきたい。他にご意見は？

筒井： PHR の連携の中に良い面と悪い面がある。医療者は良い面だけに目を向けがちだが、例えば個人が管理できないところで、個人の不利な情報が流れないようにするための仕組みが必要。例えば被曝したという情報が保険業者に流れて保険料率が上がるなどの不利益があってはならない。  
また、PHR 協会がレビューを行うのは良い事であるが、その際、レビューが公正でクリアになる仕組みを作っておく必要もある。

細羽： 図3（図は省略）、地域連携システムの話があって、同意の問題について議論しているが、この仕組みの検討が大事だと思う。

大神： この図は以前議論されてきたリポジトリの話が出ている。これはリーズナブルな図になっているのか？

細羽： 発想としてはベースにあると思う。ここでは同意の問題がある。かなり同意の仕組みが複雑になる事が想像できる。個人の同意が確認できるシステムがあれば、安心して情報が使える。このあたりを議論しなければならない。

大神： 最初に包括同意を取っておけば使える、というのは危険性がある。

細羽： 項目別の同意が必要となる。逆に出したい情報があって個人のメリットがある場合もある。

大神： 倫理委員会も手続きが細くなってきて面倒になってきている。同じようにここ

までやって、情報のやり取りができるのはいいが、便利なものができたのでいいだろう、という流れになっては困る。その辺も PHR 協会がオブザーバ的に一言言えるような協会であるべき。

細羽： PHR 協会はしっかりと指摘していかなければならない。

織田： PHR そのものをローカルのスマホに置くものと、データバンクに置いて同意したものを相手に見せるという2つの場合があるが、両方考えておく必要があるのか？

大神： どちらをしても間に合わない。個別、もしくは包括的同意、多分どちらもスムーズにいかない。

どっちもどっちで、良いところ取りができるか？

今、すでに走っているサービスをレビューしていけば、その辺が見えてくると思う。データをどこに貯めているか、とか掛かっているコストをレビューすれば分かる。これらを俯瞰する作業が必要。

細羽： スマホのデータも最終的にはクラウドに上がっているのでは？  
自分だけがデータを持っている、というのはやりにくい時代になっている。項目別に情報銀行に預けているのが望ましいのではないか？

大神： 構想的に IC チップにスタンプ方式で管理できないか？

筒井： 以前先生が言われていたカードの事であれば、その利点・欠点はすでに議論されて、管理可能と考えていたと思う。

織田先生のスマホ PHR は現在のところスマホから外には出ていない。今後もしくは PHR のデータが増える速度よりもスマホの容量が増える方が多いと思うので、当面はサーバが不要な完全に個人が管理できる PHR として使用できる。もし今後、容量が逼迫するときは画像など大きなデータを扱う時は画像をクラウド上に置いて、スマホだけがアクセスできるようにしておけばこの方法はしばらく使えると思う。

大神： 次回予定 6月28日(月)、18:30～